

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

実施担当

関係各課

災害に強いまちづくりを進めるための基本的な方向を示す。

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

まちの形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などを推進し、被害の拡大防止を常に考慮する。

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(2) 風水害を予防する施設整備

治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。

(3) 建築物の安全確保等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震化を計画的に実施する。民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。

地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図る。また、ブロック塀等の耐震対策の支援やガラスの飛散防止などに関する普及啓発を図る。

(4) ライフライン施設等の機能確保

電気、LPガス、簡易水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震時に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

また、町は、県、電気事業者及び電気通信事業者が倒木等により電気供給網、通信網に支障が生じることへの対策として事前伐採等を実施する場合には、協力することに努める。

(5) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取り扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

(6) 液状化への取り組み

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、液状化対策の推進を図り、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

また、マンホールの浮上防止対策実施など排水施設の防災対策を実施する。

(7) 他事例情報の収集

災害に強いまちづくりを進めている他事例を収集し、本町のまちづくりに活かす。

(8) 地籍調査の推進

被災後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査を推進する。

2 災害に強いまちづくりを担う次世代リーダーとなるべき人材の育成

自主防災組織の組織率は100%（22組織）に達し独自の活動を行うとともに、自主防災組織連絡協議会にて年1回の防災訓練の実施等により、助け合いの心を育む活動を行っている。しかし、高齢化が進行しているため、災害に強いまちづくりを担う次世代のリーダーとなるべき人材の育成が急務である。自主防災組織等と連携して人材の育成に取り組む。

(1) 防災教育の推進

(2) 防災士等の資格取得支援

(3) その他必要な事項への支援

3 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、緑道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備を促進する。

4 市街地浸水防除施設対策

不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害等に対する施設の安全性の確保に配慮する。

5 土地利用に関する規制、誘導

安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

6 移転の促進

制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

第2節 土砂災害予防対策

実施担当 総務課、建設課、まちづくり推進課

風水害等により、災害の発生が予想される土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所について、防災施設の整備等、土砂災害対策事業を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 土砂災害の危険区域の調査・把握

- (1) 県から土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、危険区域及び土砂災害（特別）警戒区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努める。
- (2) 町内における指定された危険区域及び指定区域外の危険な箇所（資料9参照）については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

2 土石流対策

(1) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば土石流の発生のおそれがあるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法についても整備する。

(2) 土石流危険渓流の周知

土石流危険渓流を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(3) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、土石流危険渓流を把握し、住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(4) 砂防事業の実施

国、県の協力を得て、現在荒廃している渓流又は将来荒廃のおそれのある渓流について、土石流の発生が予想される渓流を重点的に、砂防ダム、床固工、護岸工等を実施して、土石流による災害防止と荒廃渓流の整備を進める。

3 地すべり対策

(1) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば地すべりの発生のおそれがあるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

住民に対する気象警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法についても整備する。

(2) 地すべり危険箇所の周知

地すべり危険箇所を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(3) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、地すべり危険箇所を把握し、住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(4) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業が必要な場合には、国及び県へ要望する。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 情報の収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

急傾斜地崩壊危険区域に対する気象警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法について定めておく。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

急傾斜地崩壊危険箇所を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(3) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、急傾斜地崩壊危険箇所を把握し、住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

県と連携して、危険箇所の崩壊による被害の軽減を図るため、梅雨期、台風期等豪雨が予想される時は、随時防災パトロールを実施する。また、平常時より当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂、湧水・地表水、危険雨量等について把握しておく。また、警察等との情報共有化を行う。

(5) 急傾斜地崩壊防止工事

急傾斜地崩壊防止工事が必要な場合には、県へ要望する。

5 山地災害対策

- (1) 森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。
- (2) 集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。
- (3) 山地治山事業等を推進するとともに、必要に応じて、保安林指定の拡大を図る。
 - ア 山地治山事業
 - イ 防災林整備事業
 - ウ 水源地域整備事業
 - エ 地すべり防止事業

6 農地災害対策

- (1) 規模が大きい地すべり、堰水、ため池整備の農地防災事業を推進する。
- (2) 農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進する。

7 警戒避難体制の整備等

- (1) 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報発令及び伝達
住民等に確実に情報が伝わるよう、IP告知放送及び緊急速報メール等多様な手段を用いて行うとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。
 - イ 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路
指定緊急避難場所については、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外で指定緊急避難場所を選定することとする。避難路及び避難経路についても、土砂災害の危険性がある等により、避難路及び避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示す等、地域の実情に応じて適切に対応する。
 - ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施
土砂災害に関する避難訓練は、毎年1回以上実施する。
避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する等、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。
 - エ 土砂災害警戒区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合における、これらの施設の名称及び所在地

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。

これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めものとし、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

オ 当該区域における避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を予防するために必要な警戒避難体制に関すること

- (2) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合は、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 町域における警戒区域についての土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な処置を講ずる。

第3節 風水害予防対策

実施担当 総務課、建設課、政策企画課

危険箇所の早期発見など、災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立する。

1 河川等の維持・管理

(1) 河川の巡視等

ア 町内の河川を定期的に点検し、危険箇所の早期発見に努める。

イ 浸水、決壊等により重大な災害の発生が予想される箇所を把握し、県の協力を得て、必要な修復を実施する。また、危険箇所については、住民に対し、周知徹底を図る。

(2) 堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

必要な事項を土木事務所、警察署及び関係機関に通知するとともに、住民に対し、その旨を広報すると共に、長期浸水を短時間で解消するための対策について早明浦ダム・高知分水管理所と連携し水防予防対策を取る。

住民は、危険箇所を発見したときは町に通報する。また、町は、管轄する河川管理者に通報する。

(3) 早明浦ダム対応

早明浦ダムからのダム放流警報の伝達並びに住民への広報体制については、遺漏のないよう万全を期する。

住民は、危険箇所を発見したときは町に通報する。また、町は、管轄する河川管理者に通報する。

2 突風災害の予防

突風による被害及び避難行動について、住民への啓発に努める。

3 保安林の整備

森林の維持造成を通じ、山地に起因する災害を防止するため、指定保安林の保全に努める。

4 農業用施設の災害の防止

洪水、土砂災害、浸水等に対して、農業用施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の点検・補強等について、総合的に防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

施設管理者は出水時の貯水制限等の措置を定める。

町は施設の維持管理に必要な事項を予め施設管理者に通知するとともに、住民の避難対策の確立について施設管理者に協力する。

第4節 火災予防対策

実施担当 総務課、消防本部

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。
また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。
さらに、風水害発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図る。

1 地域や職場における消火・避難訓練

家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図る。

2 民間防火組織の育成

自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。

3 建築物の不燃化の促進

建築物の不燃化を促進する。

第5節 危険物等災害予防対策

実施担当	総務課、消防本部
------	----------

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図る。

1 防災訓練の実施

施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施する。

第6節 孤立防止対策

実施担当 総務課、建設課

本町においては、町内全域で孤立化する事態が想定されるため、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路啓開方法の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

現在、IP告知放送及び緊急速報メールによって町内へ情報伝達することが可能となっている。ただし、停電すればIP告知放送が使えなくなるため、バッテリーを有し随時メンテナンスが行われている防災行政無線（同報系）の外部スピーカーにより連絡することが可能となっている。

今後は、孤立の危険性の度合いを考慮し、住民から役場等への情報伝達・提供手段について検討していく。

2 災害に強い道路網の整備

町内には狭隘な道路も少なくなく、土砂崩れ等により交通が遮断される危険性のあるところがある。しかし、地形上の制約、用地の問題等のため、道路拡幅等の改良工事の実施が困難であるところも多い。

今後、県等関係機関の協力を得て、被災後の道路啓開方法について検討する。

3 ヘリコプター離発着場の維持管理

ヘリコプター離発着場の維持管理を続ける。

4 指定避難所等の確保

孤立予想地区には、地区内又は近隣に指定緊急避難場所及び指定避難所を確保しておく。災害発生のおそれがある場合には、自助、共助により事前に指定緊急避難場所及び指定避難所へ避難することとする。

5 備蓄

孤立時には備蓄物資の供給ができない事態も考えられるため、住民に対し、それぞれの家庭において3日分の食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。

また、飲料水の確保のため、浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。

第7節 ライフライン等の対策

実施担当 総務課、建設課

簡易水道、電力、ガス等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の予防対策を実施するものとする。

1 簡易水道施設

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 簡易水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町村と災害時相互応援協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (6) 管路の耐震化を推進するとともに多重化等によりバックアップ体制を構築する。
- (7) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (8) 災害時に必要な応急給水に使用する給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- (9) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

2 電力（四国電力株・四国電力送配電株）

- (1) 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

3 ガス（（一社）高知県エルピーガス協会）

- (1) LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。
- (2) 事業所の耐震化、浸水対策、LPガス容器の流出防止対策に努める。
- (3) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

4 電気通信（NTT西日本株、株NTTドコモ四国、KDDI株、ソフトバンクモバイル株）

- (1) 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。

- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

第8節 防災知識の日常化

実施担当 総務課、教育委員会

各所属職員をはじめ、住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

1 職員に対する教育

職員として、的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 本計画及び町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策
- (8) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、課室において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、課室は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 教職員等及び児童・生徒に対する教育

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、住民全体の防災力の向上を図る。

- (1) 教育委員会は、児童・生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、年齢に応じたの思考力・判断力を高め、意思決定し、適切な行動が取れるよう安全教育等の徹底を指導する。

ア 各教科、学級活動、ホームルーム活動、保育・学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所・避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

イ 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

- (2) 学校、家庭、地域が一体となった多様な主体の中で防災への取り組みを推進するとともに、学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、町全体の防災力の向上を図る。

3 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (3) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民及び自主防災組織が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民及び自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努める。

4 防災に関する広報の実施

- (1) 自らが実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとする。
- (2) 広報内容の例

知 識	<ul style="list-style-type: none"> ○各機関の実施する防災対策 ○災害の基礎知識 ○地域の災害特性・危険場所
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等の避難場所や指定避難所及び避難経路の確認 ○家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 ○3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄 ○非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ○自動車へのこまめな満タン給油 ○警報等発表時や高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認 ○災害時の家族内の連絡体制の確認
災害時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 ○要配慮者への支援 ○情報の収集方法 ○生活再建のための被災状況の記録

5 職員に対する防災研修

- (1) 研修の内容
 - ア 本計画、各機関の防災業務計画等
 - イ 非常参集の方法
 - ウ 気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
 - エ 過去の災害の事例
 - オ その他必要な事項

(2) 実施方法

研修会の実施等

6 危険物施設等における防災研修の実施

危険物を有する施設、病院、旅館、大規模小売店舗、スーパー等の管理者等に対し、安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

7 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

第9節 自主的な防災活動への支援

実施担当 総務課

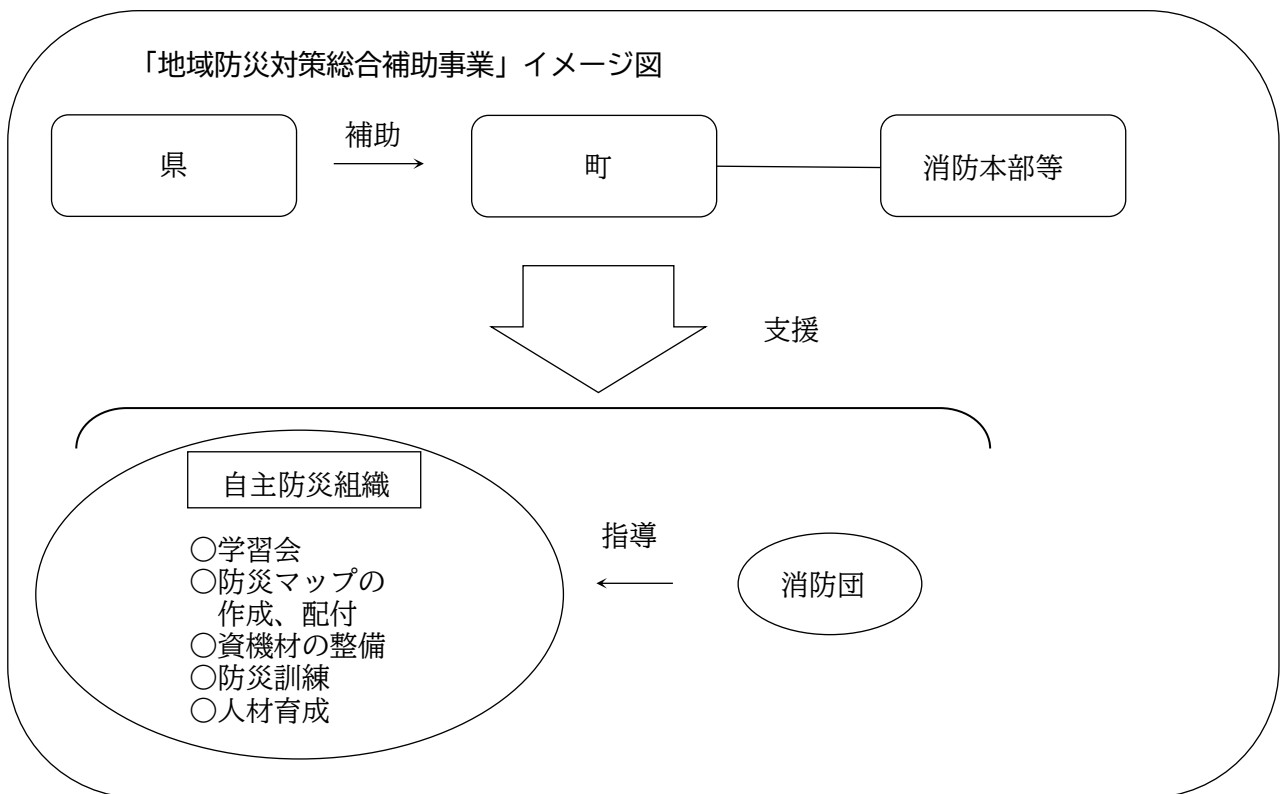
土砂災害等から命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をしていくことが重要となる。このため、地域での自主的な防災活動への支援を行う。

1 自主防災組織の育成

本町では全地域で自主防災組織が組織化されており、今後はさらに自主防災組織の必要性等について、積極的、計画的な広報等啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求める。この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

2 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域ごとの自主防災組織の研修及び訓練等に対する支援
- (2) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (3) 自主防災組織の活動の必要性についての広報
- (4) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (5) 啓発資料の作成
- (6) 活動拠点施設の整備支援



3 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。

4 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割（重要で欠かせない役割）

- ア 地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み
- イ 災害発生時に安全に避難する取り組み
- ウ 高齢者など要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

ア 活動内容は、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決める。

イ 平常時の活動

- (ア) 災害に関する知識の普及
- (イ) 地域における危険箇所の把握と周知
- (ウ) 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 高齢者、障がい者等の要配慮者の把握
- (カ) 家庭における防災点検の実施
- (キ) 情報収集・伝達体制の確認
- (ク) 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

ウ 災害時の活動

- (ア) 集団避難、要配慮者の避難誘導
- (イ) 地域住民の安否確認
- (ウ) 救出・救護の実施
- (エ) 初期消火活動
- (オ) 情報の収集・伝達
- (カ) 給食・給水の実施及び協力
- (キ) 指定避難所の運営に対する協力

5 自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

6 事業所による自衛消防体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成・強化等に努める。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

ア 従業員、利用者等の安全確保

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

ウ 事業の継続

エ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

(2) 事業所の自衛防災組織の防災活動

ア 平常時の自衛防災組織の活動

(ア) 防災訓練の実施

(イ) 施設及び設備等の整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

(エ) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

(オ) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

イ 災害時の自衛防災組織の活動

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 避難誘導

(ウ) 救出救護

(エ) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

(3) 町の支援

事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

第10節 要配慮者対策

実施担当 健康福祉課、嶺北中央病院

災害が発生した時には、要配慮者への特別な配慮が必要である。要配慮者の安全を確保するため、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成する。個別計画の策定にあたっては、避難行動要支援者の特性に合わせ、プライバシーの保護や個人のニーズの違いに配慮して取り組む。また、支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

1 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各地区自主防災組織、町消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

2 「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時情報の更新に努める。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するにあたっては、避難行動要支援者に該当する者及び下記の個人情報を入手する必要がある。このため、町で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、民生委員・児童委員等の福祉関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、町で把握していない難病患者に係る情報等は、中央東福祉保健所より収集する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の更新

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、社会福祉協議会や地域包括支援センター、消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、要配慮者の状況把握に努め、定期的に避難行動要支援者を把握する調査を実施し、名簿情報の修正（住所変更、自力避難の可否、避難支

援等関係者の有無等)及び名簿対象者の新規追加・削除(本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期間入所等)を行い、常に新しい情報に更新し管理しておくものとする。

3 「避難行動要支援者個別計画」の作成

避難行動要支援者名簿の登録のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生委員や自主防災組織等の地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「避難行動要支援者個別計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

なお、当該個別計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とする。

4 避難行動要支援者名簿の情報提供

避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿情報を提供しておくものとする。ただし、町の条例に特別の定めのある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、町は、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることの十分な説明を行うとともに、必要以上の情報を提供しない等、避難行動要支援者の個人情報が無用に共有、利用されないよう適切な措置を講ずる。

6 個別避難計画を作成していない避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

7 地区防災計画との整合の確保

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

8 要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行うための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため、又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝えるようにする。

(2) 障がいのある状況に応じて情報伝達の方法が異なることに留意する。

9 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導等の避難支援が困難となるおそれがあることを避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとする。

10 平常時の活用

同意のある避難行動要支援者名簿情報は、発災時の避難行動支援だけでなく、日頃の見守り活動、地域の避難訓練及び防災訓練等への呼びかけ等にも活用する。

11 社会福祉施設等における防災対策

(1) 施設・設備の安全確保対策

要配慮者への支援につなげるため、関係福祉施設に対し、以下の内容に関する協力や指導を行う。

- ア 設備等の転倒や飛散防止
- イ 物資の備蓄
- ウ 非常電源の確保
- エ 防災資機材の整備
- オ 新興・再興感染症等の発生に備えたマスク等の衛生用品の備蓄

(2) 施設入所（通所）者の避難対策

町及び社会福祉施設管理者は、避難対策の確立のため、以下の内容に協力して取り組む。

ア 地域の災害特性の把握

社会福祉施設管理者は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

イ 施設入所者の避難計画の作成

(7) 社会福祉施設管理者は、夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。

(1) 社会福祉施設管理者は、夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施する。

(7) 社会福祉施設管理者は、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。

(エ) 社会福祉施設管理者は、消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

ウ 長期的な避難と広域避難

(7) 社会福祉施設管理者は、入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

(イ) 社会福祉施設管理者は、広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。

エ 長期的な避難と広域避難

(ア) 社会福祉施設管理者は、避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。

(イ) 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

オ 緊急連絡体制の整備

カ 防災教育、防災訓練の充実化

(3) 実態把握と継続的な防災対策

ア 社会福祉施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。

イ 社会福祉施設管理者は関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組む。

ウ 社会福祉施設管理者は実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。

エ 社会福祉施設管理者は職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した訓練の実施等の防災対策に継続的に取り組む。

12 訪日外国人旅行者等の安全確保

旅館等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第11節 消防団を中心とした地域の防災体制

実施担当

総務課

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

1 体制整備

- (1) 消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、重要な役割を果たしている。地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団員の員数確保、地域社会における消防団への協力体制の確保等を図る。
- (2) 青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により、消防団員の確保を図る。

2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発及び訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

3 環境整備

消防団の施設及び消防車、資機材等の整備を行い、活動環境の充実に努める。

被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解及び協力が得られるように努める。

4 住民に対する消防団活動の周知

町広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

5 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第12節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

実施担当

健康福祉課

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方及びボランティア等の自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を推進する。

1 関係機関等との連携強化

平時より県、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と協議し、災害発生時の役割分担、協力体制等について確認しておく。

2 自発的な支援を担う人材の育成

県及び社会福祉協議会と連携して、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

3 ボランティア受入体制の整備

社会福祉協議会と連携し、災害発生時にボランティアの受け入れ、調整等を行う「災害ボランティアセンター」について、体制の整備を図る。

〈災害ボランティアセンターの役割〉

(1) 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、被災地内外に情報を提供する。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティアの申し出を受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

(3) ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からボランティア依頼を受け付け、また相談に応じる。

(4) ボランティアコーディネート

ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア活動を促進する。

(5) ボランティア団体・行政との連絡調整

地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(6) ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、福祉保健所等関係機関と連携をとり、安全な活動のための指導を行う。必要に応じて医療救護班の巡回等を調整する。

4 活動環境の整備

災害時に町外からのボランティアを受け入れるため、次の施設をボランティア活動の拠点施設として活用することができるよう、必要な体制の整備に努める。また、災害時に備え次の計画を作る。

- (1) ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供
- (2) 必要な資機材の貸し出し

ボランティアセンター設置場所

名 称	所 在 地	施設管理者	連 絡 先
本山町社会福社会館 (本山町社会福祉協議会)	本山1041	町長	0887-76-2312

第13節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

実施担当 総務課

町は、防災施設（ため池等農業用施設、河川堤防等、道路）を管理するが、町防災施設管理者（町長）及び住民の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

1 防災施設の限界点

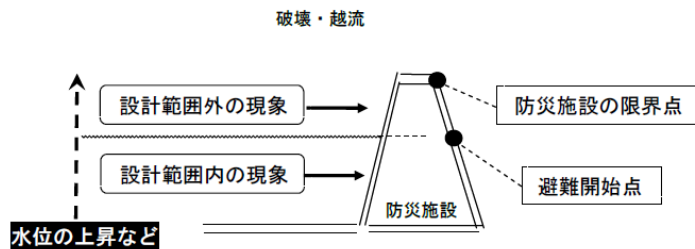
防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努める。

防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位など）について、日常から防災施設の管理者や町は、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難ができるようにする。

○防災施設の限界点：防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定する。

○避難開始点：防災施設の限界点に達する手前の段階で設定する。



2 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

3 避難開始の時期

災害による被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

(1) 被害の及ぶ範囲

県及び防災関係機関と連携し、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

(2) 避難開始の基準

ア 県及び防災関係機関と連携し、避難開始点を設定するよう努める。

防災施設	避難開始の基準
ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防等	避難判断の基準となる水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

- イ 県及び防災関係機関と連携し、雨量や水位等を使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

4 危険性の通知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

(1) 事前の周知

- ア 避難の限界点と避難開始点等の危険性に関する情報を県等関係機関に報告する。
- イ ハザードマップ等を作成し、危険性に関する情報について、対象となる地域の住民に周知する。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 緊急時の情報提供

- ア 災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は、県等関係機関に通知する。
- イ 県及び防災関係機関と連携し、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備に努める。

5 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備に努める。

(1) 日常から危険性を知らせるサイン

- ア サインの種類（例示）
 - 標識
 - 避難開始時期を記した水位表示板等の標識
 - ハザードマップ等の啓発用資料
- イ サインに含めるべき内容（例示）
 - 危険性があることの警告
 - 災害に関する知識
 - 避難開始の時期
 - 被害の及ぶ範囲

(2) 指定緊急避難場所を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努める。

ア サインの種類（例示）

- 指定緊急避難場所を示す標識
- 避難誘導標識
- 夜間に発光する誘導灯や表示板

イ サインに含めるべき内容（例示）

- 指定緊急避難場所の所在地・名称
- 避難経路

(3) 避難の開始を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

- 防災行政無線や可変道路表示板等、町が状況を判断してから通知するための施設
- 水位と連動したサイレン等、避難開始を自動的に知らせる設備
- 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

イ サインに含めるべき内容（例示）

- 避難開始時期の到来
- 安全な避難の実施に必要な事項

6 自主的な避難

- (1) 住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくり及び避難方法の検討に取り組む。

ア 避難方法についての話し合い

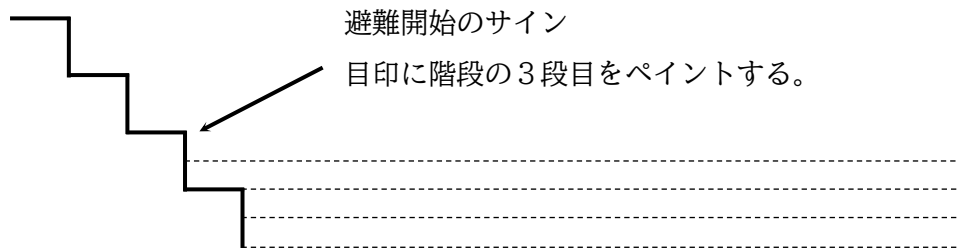
- (ア) 住民は、自主防災組織の取り組み等を通じ、次のような取り組みを進める。
- a 地域の災害についての正しい知識の取得
 - b 地域の危険箇所の調査
 - c 指定緊急避難場所の検討
 - d 避難経路の検討
 - e 要配慮者と一緒に避難する計画づくり
- (イ) 住民は、町の避難誘導計画づくりに参画する。

イ 避難開始のサインづくり

避難開始のサインとは

- 現在の科学技術では、土砂災害の発生等を予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示すケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたか間に合うのかわからない。
- 行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。
- 住民が自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取り組みを進めようとするものである。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



(2) 住民は、自主防災組織の取り組み等を通じ、避難開始のサインづくりに努める。

ア 過去に実際に起きた災害の体験等から住民同士で話し合っ避難開始のサインをつくる。

災害の体験等

- ◇過去の洪水の浸水位、雨量
- ◇土砂災害が起きたときの雨量
- ◇災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- ◇防災関係機関の助言
 - ・河川等施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査
 - ・気象警報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・ハザードマップ等の広報資料

イ 避難開始のサインは、地域に周知する。

ウ 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付ける。

(3) 町及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。

ア 避難開始のサインの設定に対する助言

イ 「サイン」取り付けへの協力

7 避難計画

避難計画を予め策定する。

(1) 住民との話し合い

ア 地域の危険性の周知

洪水、浸水予測、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等について、防災マップ等を活用し、住民に災害の特性を説明する。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

住民の意見を反映して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等を行う。

(ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(イ) 避難経路

(ウ) 住民等への連絡方法

(エ) その他必要な事項

(2) 避難計画の作成

ア 避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

防災情報協力員を設ける等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

ウ 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。また、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

エ 避難指示等の判断基準

(ア) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(イ) 避難指示等の発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

(ウ) 土砂災害については、土砂災害警戒情報等が発表された場合に避難指示等を発令することを基本とした具体的な基準を設定する。

(エ) 洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

(オ) 避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(カ) 避難指示等の判断基準の設定に対し、防災施設の管理者から助言を受けることができる。

オ 消防団による避難誘導の計画

消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導計画を作成するよう努める。

カ 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合

浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知する。

また、浸水想定区域内に地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

キ 土砂災害警戒区域の対応

土砂災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、町地域防災計画に記載するとともに、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

ク 町は、ウ～キを避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(3) 消防本部・警察署との連携

ア 消防本部等

町の避難計画作成を支援するとともに、町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

イ 警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

(4) 避難訓練の実施

消防本部と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施する。

(5) 避難についての広報

広報紙等により避難計画を周知する。

8 避難体制の整備

緊急的な避難や長期間の避難に対応できる指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等を推進する。避難場所が不足する地区については、避難ビルの新規指定を行うなど、避難空間の整備を推進する。また、災害の種別に応じた避難所等のハード整備を推進する。

(1) 一時的な避難

ア 災害対策基本法に基づき、災害の種別ごとに、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定緊急避難場所を指定する。(資料4-1参照)

指定緊急避難場所選定の基準

<ul style="list-style-type: none"> ○避難者一人当たりの面積は、グラウンド等ではおおむね1㎡以上であること、施設ではおおむね2㎡以上であること ○昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること。 ○危険な地域を避けること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害、浸水等が予測される地域 ◇危険物等が備蓄されている施設の近く。 ◇耐震性が確保されていない建物の近く等 ◇その他
<p>(火災に対する避難場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m、耐火建築物からは50m以上離れていること。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所へ通じる避難路を選定する。

避難路の選定基準

<ul style="list-style-type: none"> ○危険のないところ <ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと。 ◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと。 ◇地下に危険な埋設物がないこと。 ◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと。 ○自動車の交通量になるべく少ないこと。 ○避難場所まで複数の道路を確保すること。 ○避難路は相互に交差しないこと。
--

ウ 地域住民の参加

指定緊急避難場所を含む避難場所や避難路の選定は、地域住民の参加を得て行う。

エ 広域避難

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

オ 避難誘導や指定緊急避難場所のサインの設置を推進する。

(ア) 指定避難所（指定緊急避難場所）を示すサイン、案内板の設置

(イ) 指定緊急避難場所へ誘導するサインの設置

(ウ) 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(2) 長期的な避難

ア 災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所として指定する。

長期的な指定避難所の選定基準

<p>◇耐震構造を有する等安全な建物であること。</p> <p>◇避難者一人当たりの面積が、おおむね3.5㎡以上であること。</p> <p>◇水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。</p>
--

イ 一般の避難所では生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 指定避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。

(ア) 指定避難所の管理運営に関すること

(イ) 指定避難住民への支援に関すること

エ 指定避難所に必要な資機材等の整備を図る。必要に応じて電力容量の拡大に努める。なお、町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、LPガス等

オ 新興・再興感染症の感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県と連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

カ 要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等多様な指定避難所の確保に努める。

キ マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配

慮するよう努める。

(3) 応急仮設住宅供給体制の整備

- ア 建設可能な用地を把握しておく。
- イ 建設に要する資機材について調達計画を作成する。
- ウ 関係団体と連携し、供給可能量等を把握する。

(4) 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期す。

ア 学校

- (ア) 避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法等について、地域の特性等を考慮する。
- (イ) 避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法等、義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

イ 教育行政機関

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法等、義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

ウ 病院

収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。

エ スーパー、小売店、飲食店、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を作成する。

第14節 災害に備える体制の確立

実施担当

総務課

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

1 職員の動員・配備体制の強化

気象情報により災害が発生するおそれがある場合又は災害発生後、職員が速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第3章第1節「活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達及び各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、宿直による24時間体制で対応する。
- (3) 配備基準に該当する災害が発生したときは、勤務時間内では庁内放送、勤務時間外では宿直を経由した総務課（防災担当）からの電話及びメールによる連絡により職員を招集する。
- (4) 各職員は、甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合、所属課長等に連絡する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第3章第1節「活動体制の確立」参照）

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料及び毛布等の備蓄を推進する。
- (3) 職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 各種通信機器等の操作方法等

3 業務継続性の確保

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定する等、業務継続性の確保を図る。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。その際、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する等、新興・再興感染症等の感染症対策を講じる。

第15節 情報の収集・伝達体制

実施担当

総務課

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、住民への情報提供を行う。

1 情報の収集・伝達体制の整備

次の情報収集・伝達体制を整備する。

- (1) 庁内の連絡体制
 - ア 職員の指示・報告系統
 - イ 部署間の連絡体制
 - ウ 災害時の各地区・各施設の情報収集担当者の指定 等
- (2) 各地区（区長）との連絡体制
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 収集した情報を一元管理できるマップ作成

2 多様な通信手段の整備

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 県防災行政無線システム及び高知県総合防災情報システム
県庁及び本町を管轄する県の各出先機関、消防本部並びにその他の防災関係機関との間に、県防災行政無線システムによる通信網が構成されている。また、県庁及び本町の間には高知県総合防災情報システムによる通信網が構成されている。
- (2) 消防・救急無線施設
無線設備については、消防本部及び各署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。
- (3) IP告知放送、緊急速報メール、及び防災行政無線外部スピーカー（停電時使用）
住民との連絡手段として、IP告知放送システム（IP告知端末及び外部スピーカー）が整備されており、住民が所有するIP告知端末及び外部スピーカーにて情報伝達することとしている。また、町より緊急速報メール（メール配信を希望する者に限る）で状況を連絡する手段を構築している。なお、停電時にはIP告知放送が使用できないため、今後の代替通信手段の

確保を検討する。既に整備している同報系の防災行政無線（バッテリー付きで随時メンテナンスを実施中）を使用して町民等へ情報を伝達する。

(4) 防災行政無線（移動系）及び簡易デジタル無線

防災行政無線（移動系）を公用車に備え付け、職員用の無線も所有している。また、自主防災組織代表者へは町との連絡用に簡易デジタル無線を貸与している。

(5) アマチュア無線

町内のアマチュア無線局開局者の協力を得て、災害時の通信手段としての活用が期待できる。

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

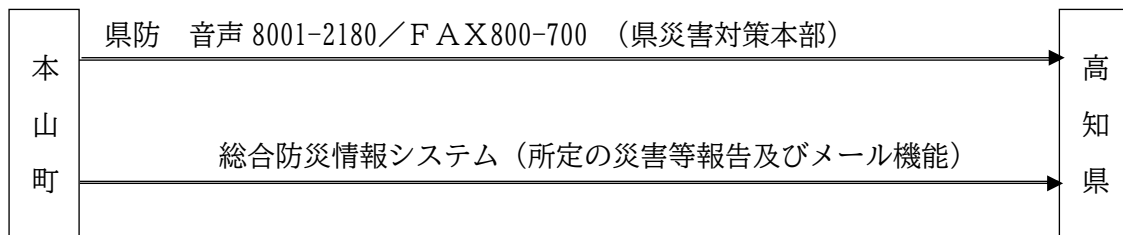
全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備充実を図る。

3 本山町非常通信計画

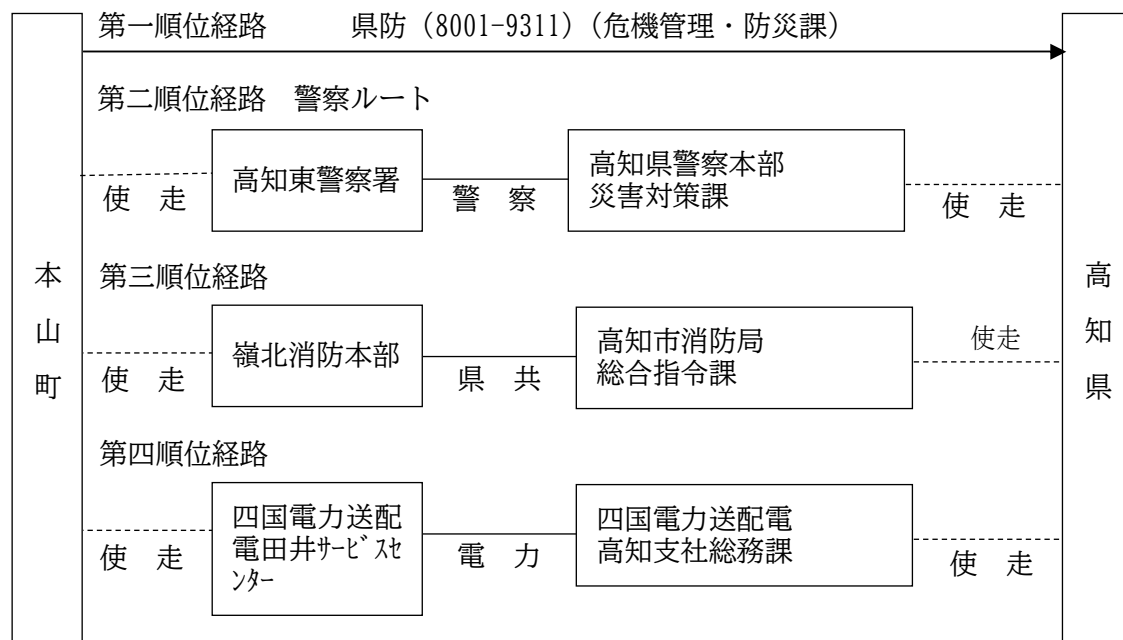
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の保有する通信設備を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合、無線設備を保有する防災関係機関に対し、通信を依頼することができる。

円滑な通信の運用を図るため本山町非常通信計画を以下のとおり策定する。

(1) 通常通信確保されているルート



(2) 非常通信ルート



(3) 関係機関の窓口

機 関 名	電 話 番 号
本山町総務課	0887-76-2223 (優先)
高知東警察署	088-866-0110
高知県危機管理部危機管理・防災課危機管理・防災担当	088-823-9320
高知県警察本部災害対策課	088-826-0110 (内線5762)
嶺北消防本部	0887-76-2806
高知市消防局総合指令課	088-871-7503
四国電力送配電田井サービスセンター	0887-82-0460
四国電力送配電高知支社総務課	088-821-2097

(4) 住民への情報提供

ア インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。また、IP告知放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやスマートフォン向けアプリケーション及び町防災行政無線（同報系、停電時使用）等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

イ 放送事業者による被災者等への情報伝達として、災害時における放送要請について体制を整備する。また、放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。

ウ 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。

(5) 被災者への情報提供

ア 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、情報伝達できるよう必要な体制の整備を検討する。

イ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を検討する。

ウ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。

エ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

第16節 実践的な防災訓練の実施

実施担当	総務課
------	-----

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため、各種の防災訓練を実施する。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害が想定される現地で実施する等、実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

1 現場訓練実施にあたっての留意事項

- (1) 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- (2) 可能な限り、被害が想定される現地において実施し、町業務継続計画の実行性や各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものであるか検証する。

2 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

県や自衛隊をはじめとする防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体と連携して、総合防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(4) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施する。

(5) 図上訓練

ア 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、専門家の指導による図上訓練を行う。

イ 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

(6) 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する避難等の訓練を支援する。

(7) 職員を対象とした防災訓練

ア 訓練の内容

- (ア) 応急対策を立案するための図上訓練
- (イ) 救急救命等必要な実技訓練
- (ウ) その他必要な事項

イ 実施方法

講習会、演習等

(8) 初動体制の確立訓練

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

(9) 現地訓練

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施

(10) 広域訓練

他県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

(11) 要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障がい者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、個人のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努める。

3 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努め、次回の訓練や本計画修正に役立てる。

第17節 防災関係機関相互の連携体制の整備

実施担当

総務課

他の防災関係機関等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確保するとともに、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 相互応援協定の締結等

防災関係機関との応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

(3) 現在締結済の協定

町では現在、資料1-5～1-7のとおり協定を締結しているが、今後さらに関係の強化を図る。

2 町、県と自衛隊の連携

町、県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図る。

- (1) 適切な役割分担
- (2) 相互の情報連絡体制の充実
- (3) 共同の防災訓練の実施

3 民間事業者との連携

民間事業者等と協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、協定締結などの連携強化にあたっては、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留

意する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ、協定締結先及び民間事業者等との平常時における訓練及び情報交換を行う。

第18節 消火・救助・救急対策

実施担当	総務課
------	-----

町及び消防本部は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成17年6月13日消防庁告示第9号）に基づき、消火・救助・救急活動体制を強化するため、ポンプ車、小型動力ポンプ、屯所等を計画的に整備・更新し、機動力の拡充強化を図り、消防力の高度化に努める。

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。
河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽、街頭消火器の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

3 活動体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。
- (2) 消防団員の防災に関する知識の普及及び技能の向上を図る教育訓練を実施する。
- (3) 消防団の活性化を図る。

第19節 災害時医療対策

実施担当 健康福祉課、嶺北中央病院

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなり、「本山町災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

災害医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものである。

○市町村

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- ◇医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。
- ◇救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

○県

- ◇市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行う。
- ◇医療救護活動を円滑に実施するため、県内の保健・医療の調整等を行う高知県保健医療調整本部及び高知県保健医療調整支部を設置する。
- ◇災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行う。
- ◇医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行う。

1 初期医療体制の整備

(1) 本山町災害時医療救護計画の策定

- ア 医療救護活動及び医療救護所等の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定し、関係者に周知する。
- イ 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

(2) 医療救護所設置場所の指定と周知

医療救護所設置場所は、嶺北中央病院とする。住民への周知を図る。

(3) 自主救護体制の確立

医療救護班の編成、出動について、あらかじめ医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を地区ごとに定める。

(4) 応急手当等の家庭看護の普及

町職員及び住民は、消防署等が開催する救命講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努める。また、応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(5) 本山町災害時公衆衛生活動マニュアル

保健師は、災害時の医療において、「本山町災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づいて行動する。

2 後方医療体制等の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から県及び近隣の医療機関との連絡体制や緊急輸送体制の強化を図る。

本町の医療機関は、資料6-2のとおりである。

3 医薬品等の確保

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、災害時における医薬品等確保について、町内の薬局等と協定を締結し、協力体制を構築する。

4 情報通信システム等の整備

通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努めるとともに、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう、県と連携して衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

第20節 緊急輸送活動対策

実施担当 総務課、まちづくり推進課、建設課

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。また、重要な防災拠点を指定し、それらをつなぐ緊急輸送道路ネットワーク計画について、多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

役場庁舎、消防署、警察署、医療施設等、防災上重要な施設を拠点施設として選定する。

(2) 緊急輸送道路の選定

県が定める緊急輸送道路とのアクセス等を考慮しつつ、町域の緊急輸送道路を選定する。なお、県では、緊急輸送道路の選定にあたり、次の区分を設けている。

第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路 ・県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港をつなぐ道路
第2次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> 第1次緊急輸送道路と次の施設をつなぐ道路とする。 ・市町村役場 ・警察、消防、自衛隊等の救援拠点 ・病院等の医療拠点 ・物資の集積拠点地
第3次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> 第2次緊急輸送道路次の施設をつなぐ道路とする。 ・市町村が地域防災計画で定める防災拠点

(3) 緊急輸送道路の周知

平時より防災関係機関及び住民に対し、指定した緊急輸送道路の周知に努める。

2 輸送拠点の確保

(1) 臨時ヘリポート候補地の選定

災害時の臨時ヘリポート候補地を選定し、整備に努める（資料5-2参照）。

(2) 物資輸送拠点の選定

救援物資の集配拠点となる施設を物資輸送拠点として選定する（資料5-2参照）。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の確保

ア 町有車両のうち、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うものとする。

イ 災害時において運送事業者等の保有する車両を有効活用できるよう、平時よりこれらの事業者と協議するなど、協力体制の確保に努める。

(2) 人員の確保

緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について、あらかじめ計画を作成する。

4 交通機能の確保

町道及び農道において、災害発生時における交通機能の確保を図るための体制整備に努める。また、緊急輸送道路沿いのブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、建築物の耐震化を促進する。さらに、信号の非常用電源付加装置の確保推進、老朽機器の更新、交通情報関連機器の整備・更新を図る。

第21節 緊急物資確保対策

実施担当 総務課

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

1 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資やマスク、体温計等の個人備蓄を推進する。一人当たり必要量の目安としては、飲料水3日分・9リットル、食料3日分とされているので、住民に3日分の備蓄を啓発する。

2 給水体制の整備

(1) 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

- ア 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等。）
- イ 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- ウ パック水の備蓄

(2) 供給体制の整備

給水用資機材の備蓄

3 食料・生活必需品の確保

(1) 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

(2) 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

(3) 備蓄品目・量の決定

- ア 備蓄場所を保健福祉センター1階とし、備蓄品目・量を決定後備蓄に努める。
- イ 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努める。

〔重要物資の例〕

- (ア) アルファ化米、乾パンなどの食料、飲料水
- (イ) 高齢者用食、粉ミルク又は液体ミルク、哺乳瓶
- (ウ) 毛布
- (エ) 衛生用品（おむつ、生理用品）
- (オ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、トイレトペーパー

4 備蓄・調達・輸送体制の整備

(1) 備蓄計画の策定

指定避難所及びその周辺で地域完結型備蓄施設の確保を目指し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布、パーティション、テント等避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。また、備蓄計画と配布計画を作成する。

(2) 市町村の相互応援

必要に応じて、給水等の相互応援等について検討する。

(3) 燃料の確保

町内のガソリンスタンドと燃料確保についての協定締結を推進する。

(4) 町と県の連携

県と連携して備蓄目標を設定するとともに、供給計画を県に報告する。

第22節 消毒・保健衛生体制の整備

実施担当 健康福祉課、住民生活課

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

1 消毒、保健衛生体制の整備

- (1) 平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図る。
 - ア 消毒体制
 - イ 消毒方法
 - ウ 患者の搬送体制
 - エ 薬剤及び資機材の整備
- (2) 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達方法について計画する。

2 ごみ処理体制の整備

嶺北広域行政事務組合は、「ごみ処理計画」を作成する。

- (1) 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
- (2) 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
- (3) 災害ボランティアとの連携

3 し尿処理体制の整備

嶺北広域行政事務組合は、「し尿処理計画」を作成する。

- (1) 処理量の推計
- (2) 仮設トイレ等の配置計画
- (3) 回収用車両の調達など

内容

第1節 災害に強いまちづくり	20
1 災害に強いまちづくり	20
2 災害に強いまちづくりを担う次世代リーダーとなるべき人材の育成	21
3 公園、緑地等の整備対策	21
4 市街地浸水防除施設対策	21
5 土地利用に関する規制、誘導	21
6 移転の促進	21
第2節 土砂災害予防対策	22
1 土砂災害の危険区域の調査・把握	22
2 土石流対策	22
3 地すべり対策	23
4 急傾斜地崩壊対策	23
5 山地災害対策	24
6 農地災害対策	24
7 警戒避難体制の整備等	24
第3節 風水害予防対策	26
1 河川等の維持・管理	26
2 突風災害の予防	26
3 保安林の整備	26
4 農業用施設の災害の防止	26
第4節 火災予防対策	27
1 地域や職場における消火・避難訓練	27
2 民間防火組織の育成	27
3 建築物の不燃化の促進	27
第5節 危険物等災害予防対策	28
1 防災訓練の実施	28
第6節 孤立防止対策	29
1 通信手段の確保	29
2 災害に強い道路網の整備	29
3 ヘリコプター離発着場の維持管理	29
4 指定避難所等の確保	29
5 備蓄	29
第7節 ライフライン等の対策	30
1 簡易水道施設	30

2	電力（四国電力(株)・四国電力送配電(株)）	30
3	ガス（(一社)高知県エルピーガス協会）	30
4	電気通信（NTT 西日本(株)、(株)NTTドコモ四国、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)）	30
第8節 防災知識の日常化		32
1	職員に対する教育	32
2	教職員等及び児童・生徒に対する教育	32
3	災害教訓の伝承	33
4	防災に関する広報の実施	33
5	職員に対する防災研修	33
6	危険物施設等における防災研修の実施	34
7	防犯の視点を取り入れた防災研修	34
第9節 自主的な防災活動への支援		35
1	自主防災組織の育成	35
2	自主防災組織の育成手法	35
3	自主防災活動のリーダーの育成	36
4	自主防災組織の役割と活動内容	36
5	自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携	36
6	事業所による自衛消防体制の整備	37
第10節 要配慮者対策		38
1	避難支援等関係者	38
2	「避難行動要支援者名簿」の作成・運用	38
3	「避難行動要支援者個別計画」の作成	39
4	避難行動要支援者名簿の情報提供	39
5	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置	39
6	個別避難計画を作成していない避難行動要支援者への配慮	39
7	地区防災計画との整合の確保	39
8	要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行うための通知又は警告の配慮	39
9	避難支援等関係者の安全確保	40
10	平常時の活用	40
11	社会福祉施設等における防災対策	40
12	訪日外国人旅行者等の安全確保	41
第11節 消防団を中心とした地域の防災体制		42
1	体制整備	42
2	教育訓練	42
3	環境整備	42
4	住民に対する消防団活動の周知	42

5	自主防災組織等との連携	42
第12節	自発的な支援を受け入れるための環境整備	43
1	関係機関等との連携強化	43
2	自発的な支援を担う人材の育成	43
3	ボランティア受入体制の整備	43
4	活動環境の整備	44
第13節	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	45
1	防災施設の限界点	45
2	被害の及ぶ範囲	45
3	避難開始の時期	45
4	危険性の通知	46
5	避難を可能にするサインの整備	46
6	自主的な避難	47
7	避難計画	48
8	避難体制の整備	51
第14節	災害に備える体制の確立	54
1	職員の動員・配備体制の強化	54
2	災害対策本部の運営体制の整備	54
3	業務継続性の確保	55
第15節	情報の収集・伝達体制	56
1	情報の収集・伝達体制の整備	56
2	多様な通信手段の整備	56
3	本山町非常通信計画	57
第16節	実践的な防災訓練の実施	59
1	現場訓練実施にあたっての留意事項	59
2	訓練の種類	59
3	訓練の評価	60
第17節	防災関係機関相互の連携体制の整備	61
1	相互応援協定の締結等	61
2	町、県と自衛隊の連携	61
3	民間事業者との連携	61
4	訓練及び情報交換の実施	62
第18節	消火・救助・救急対策	63
1	消防施設等の充実	63
2	消防水利の確保	63
3	活動体制の整備	63
第19節	災害時医療対策	64

1	初期医療体制の整備	64
2	後方医療体制等の整備	65
3	医薬品等の確保	65
4	情報通信システム等の整備	65
第20節	緊急輸送活動対策	66
1	緊急輸送ネットワークの形成	66
2	輸送拠点の確保	66
3	輸送手段の確保	66
4	交通機能の確保	67
第21節	緊急物資確保対策	68
1	個人備蓄の推進	68
2	給水体制の整備	68
3	食料・生活必需品の確保	68
4	備蓄・調達・輸送体制の整備	69
第22節	消毒・保健衛生体制の整備	70
1	消毒、保健衛生体制の整備	70
2	ごみ処理体制の整備	70
3	し尿処理体制の整備	70